

あかし男女共同参画プラン

きらめきプラン 21

平成 28 年度
アクションプラン
(行動計画)

平成 28 年(2016 年)4 月

兵庫県明石市

【目 次】

第 1 章 アクションプランの策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 アクションプランの位置づけ	2
3 「あかし男女共同参画プラン」の基本理念と基本的な視点	3
4 アクションプラン策定の考え方	3
5 取り組みの進め方	3
6 主な課題と重点的な取り組み	4
7 検討経過	6
8 あかし男女共同参画プランの施策体系	7
第 2 章 分野別展開	9
基本目標 1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり	10
基本目標 2 配偶者からのあらゆる暴力の根絶	13
基本目標 3 生活の場における男女共同参画の促進	16
基本目標 4 働く場における男女共同参画の推進	19
基本目標 5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実	21
基本目標 6 施策の推進体制・進行管理の充実	23
第 3 章 あかし男女共同参画プラン 指標（数値目標）	25
アクションプラン 用語解説	27

第1章

アクションプランの策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく「あかし男女共同参画プラン」（期間：平成23年度～32年度）の具体的な展開を示す第4期実施計画（平成23～27年度）を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

近年、人口減少が加速し、超高齢社会の本格化を迎えるなか、人口減少の克服と地域活力の向上を目指し策定した「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現を図るためにも、男女共同参画社会の実現に向け、さらに取り組みを充実していく必要があります。

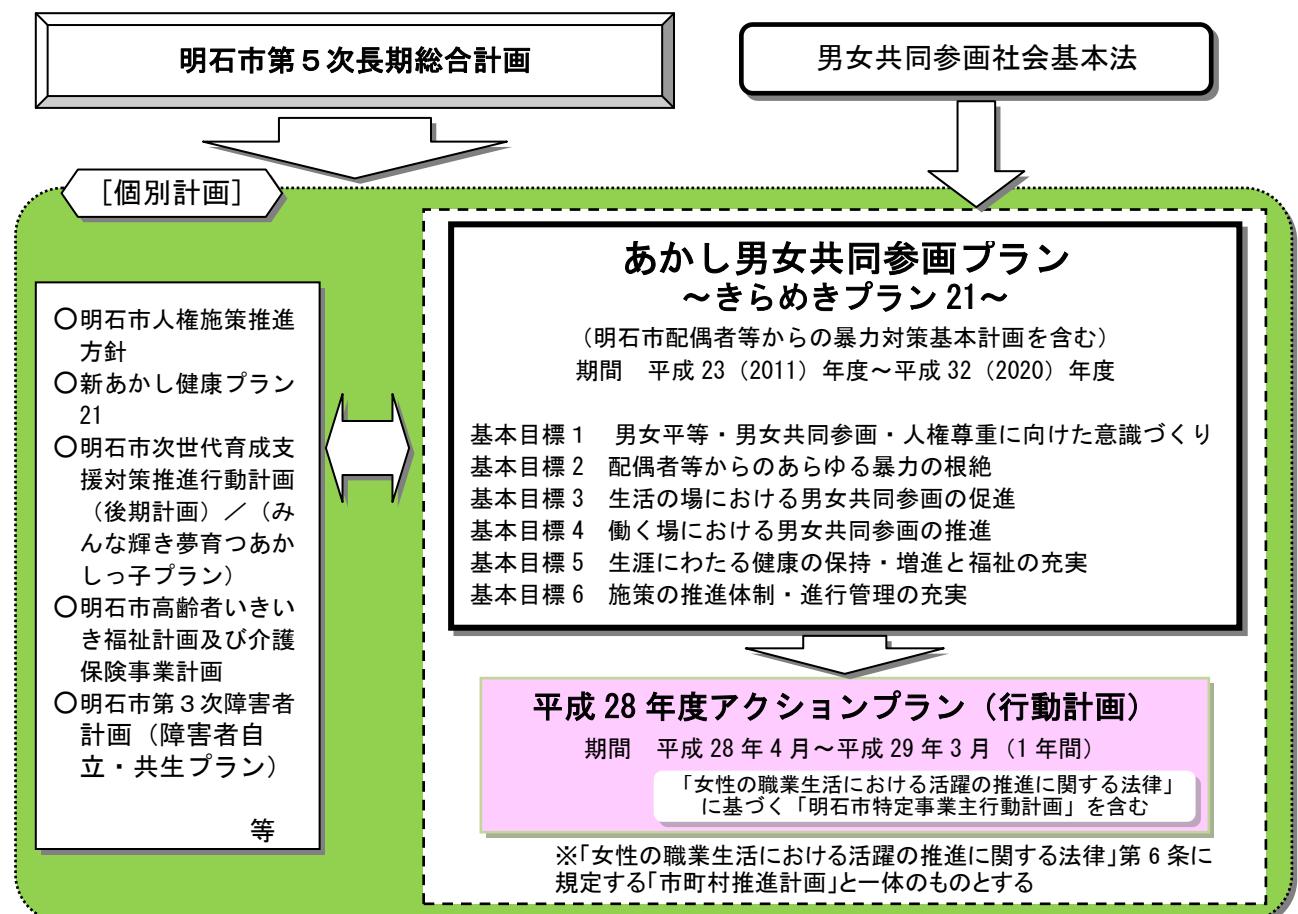
また、平成27年8月に成立した「女性活躍推進法」を踏まえ、「働く場面」における女性の活躍を一層加速させることも求められています。

この間、市民意識調査をはじめ市民との意見交換、市民フォーラムなどを実施するとともに、あかし男女共同参画プラン推進連絡会議（庁内関係部課）を開催し、計画策定を進めてきました。

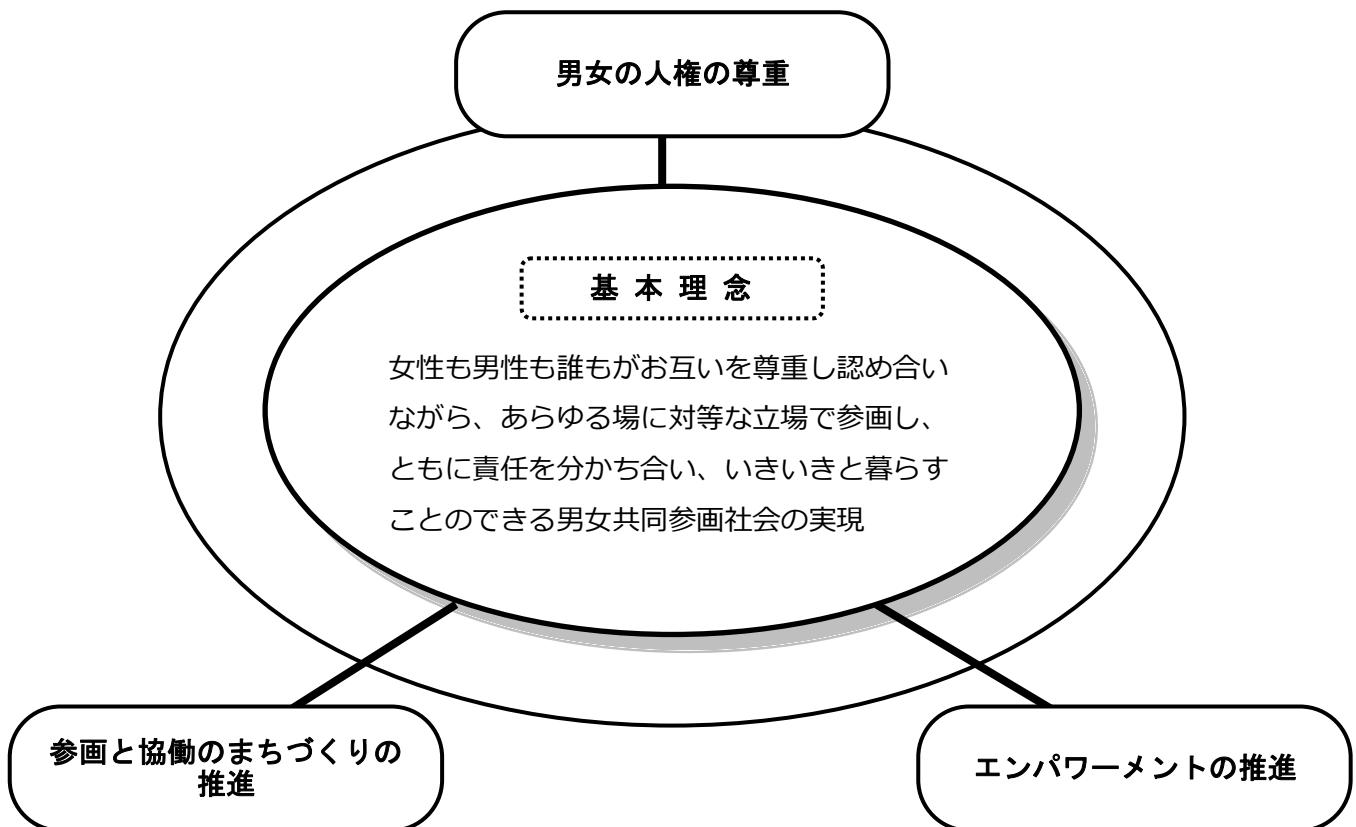
本市の現状・課題や今後予想される社会情勢の変化などへの的確に対応するため、重点的な取り組み項目を平成28年度アクションプラン（行動計画）の中に設定し、男女共同参画に係る施策の着実な推進を図っていきます。

なお、アクションプランでは、「あかし男女共同参画プラン」の基本理念、基本的な視点、基本目標の枠組みの中で、「あかし男女共同参画プラン」に基づく具体的な事業レベルの方向性を検討し、推進すべき男女共同参画社会の実現に向けた具体的な事業を明らかにします。

2 アクションプランの位置づけ



3 「あかし男女共同参画プラン」の基本理念と基本的な視点



4 アクションプラン策定の考え方

社会情勢の変化や国・県の政策動向、喫緊の課題に対応できるよう、従来の実施計画との整合性、継続性を維持しながら、実情に見合った単年度（1年間）の行動計画を策定することとします。

【ポイント】

- ①「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現
- ②女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」と一体のものとして策定
- ③事業主として策定する「明石市特定事業主行動計画」を包含

5 取り組みの進め方

従来の意識啓発や知識習得のための取り組みにとどまらず、地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、実践的な活動を中心とする取り組みを進めます。

特に、それら実践的活動を効果的に展開するうえでは、男女共同参画を直接の目的としない多様な団体などと連携・協働することが必要です。

6 主な課題と重点的な取り組み

「あかし男女共同参画プラン」の6つの基本目標として推進する施策の中から、平成28年度アクションプランでは、特に次の3つの項目について重点的に取り組みます。

(1) 女性の活躍推進

<現状と課題のまとめ>

①政策・方針決定過程への女性の参画

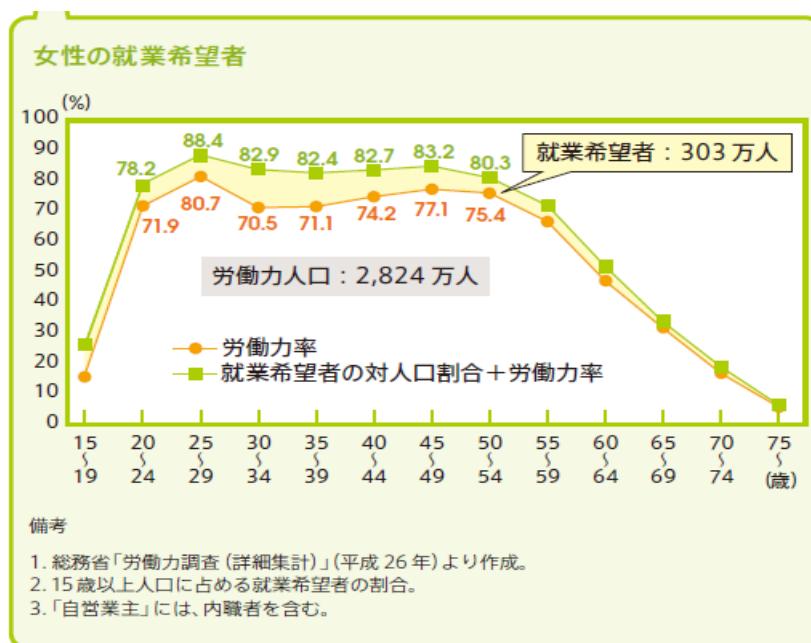
◇社会の各分野における「指導的地位」に女性が占める割合が未だ低い。

◇就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合が低い現状。

②就業の分野における男女共同参画

◇女性の労働力率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下する。（いわゆる「M字カーブ」を描く）

【女性の年齢階級別労働力率と潜在的労働力率】



出典：「男女共同参画社会の実現を目指して 平成27年版データ」

内閣府・男女共同参画推進連携会議

◇女性の非正規雇用比率は、男性の場合と較べ高い。

◇女性が働きやすい労働環境整備が十分ではない。（企業内保育所や更衣室、育児休暇・短時間勤務など）

◇企業の取り組みを促すインセンティブが働く仕組みが構築されていない。

<重点的に取り組む事業>

①女性の就業相談窓口の充実

◇ハローワークなどとの連携により、女性の就業に直結する「出口戦略」を強化

②女性の労働環境整備に向けた取り組み

◇市役所自らが民間企業等に先立ち、率先して特定事業主行動計画を策定

◇労働者が300人以下の民間事業主へ一般事業主行動計画の策定を促進

③女性活躍推進企業の評価・認証

◇公共調達において、女性活躍を積極的に推進する企業を評価・認証する仕組みを構築

④広報あかし特別号「女性の活躍推進」の発行

◇市の取り組みについて、市民に周知し、更なる取り組みへ繋げるため、広報あかしにて「女性の活躍推進」を特集

(2) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組みの強化

<現状と課題のまとめ>

①女性の就業継続

◇出産を機に離職するなど女性の就業継続の状況は依然厳しい。

◇子育て支援制度やサービスの使いやすさなどに問題があり、また、十分に活用されていない。

②子育て期にある男性の家事・育児

◇子育て期の男性の労働時間が長く、育児時間は短い。男性の育児休業取得率も依然として低水準にある。

③仕事と介護の両立

◇家族の介護や看護による離職・転職者数のうち女性の割合が多い。

<重点的に取り組む事業>

①保育料の第2子以降完全無料化

◇子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、年齢や所得にかかわらず第2子以降の保育料を無料

②保育所の待機児童解消に向けた緊急対策

◇緊急対策として、平成28年度中に民間法人が行う施設整備について、市の補助率を拡充することにより新設を促す

③包括的な子育て支援施設「あかしこども広場」の開設

◇妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、あらゆる相談に応じる包括的な子育て支援施設として、明石駅前再開発ビル内に「あかしこども広場」を開設

(3) 施策の推進体制の整備・充実

<現状と課題のまとめ>

①地域が抱える課題

◇市の様々な施策（福祉、教育、環境、防災・防犯、産業振興など）や地域団体などの活動の中で、男女共同参画の重要性が十分認識されていない。

◇自治会・PTAなどの組織において、女性が実質的に活動を担っていてもトップは男性である場合が多い（女性が実際に活躍できる場が乏しい）。

②課題解決のための推進体制

◇市と幅広い分野の関係機関やNPOなど団体との連携・協働が必ずしも十分にとれていない。

<重点的に取り組む事業>

①多様な主体からなるネットワークの準備

◇旧態からの活動を一新し、女性活躍推進のために必要な取組を多様な主体からなる団体等と検討を行い、ネットワークの構築に向けた準備を行う。

②あかし男女共同参画センターの機能強化

◇市における男女共同参画の推進拠点として、地域が抱える課題解決に向け、機能を充実・強化

③あかし女性の活躍推進会議の設置

◇女性自身の声を生かした、より実効性の高い施策の実施につなげるため、有識者や公募市民などからなる会議を新たに設置

7 検討経過

(1) 男女共同参画プラン推進連絡会議（府内関係部課）など

平成27年8月	第1回男女共同参画プラン推進連絡会議を開催
平成27年10月	第1回特定事業主行動計画策定府内検討会議を開催
平成28年1月	府内職員意識調査（特定事業主行動計画関連）
平成28年1月	第2回特定事業主行動計画策定府内検討会議を開催
平成28年2月	プラン推進連絡会議（府内関係部課）～平成28年度事業計画を照会

(2) 市民との意見交換など

平成27年10月 ～12月	市民意識調査を実施
平成27年10月	女性活躍推進に向けた座談会を開催（市民67名参加）
平成27年12月	多様な分野の団体などと意見交換 (第1回女性活躍推進ネットワーク発足準備会を開催)
平成28年1月	多様な分野の団体などと意見交換 (第2回女性活躍推進ネットワーク発足準備会を開催)
平成28年2月	「あかし女性応援フォーラム」を開催（市民約220名参加）
平成28年3月	多様な分野の団体などと意見交換 (第3回女性活躍推進ネットワーク発足準備会を開催)



第2章

分野別展開

あかし男女共同参画プランの施策体系に示した
6つの基本目標ごとに、平成28年度の具体的な
事業計画を示しています。

★印は重点的に取り組む事業

基本目標1 男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

基本方向（1）

男女共同参画に向けた意識啓発の推進

性別にとらわれず、男女が自らの意思によって行動することができる社会の実現に向け、情報誌の発行などあらゆる機会において、広く男女共同参画の意識づくりを推進します。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女共同参画についての意識啓発の推進	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画課
		人権文化をすすめる市民運動推進強調月間事業・人権週間でのキャンペーンなどの開催	人権推進課
②男女共同参画に関する情報収集・提供の推進	男女共同参画に関して多様で効果的な広報・啓発活動の実施	情報誌の発行やホームページなどによる広報・啓発の実施	男女共同参画課
		関連資料・文献等資料の収集、提供	男女共同参画課

基本方向（2）

政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

本市の審議会等への女性委員の登用について、積極的な働きかけを行うとともに、人材育成を図り市政に多くの女性の声を反映させるよう、参画の推進をめざします。同様に、市役所、事業所、各種団体、自治会等あらゆる機会において女性の参画が進むよう取り組みます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①審議会・委員会等への女性の参画の促進	女性委員の参画の促進	女性委員の参画率の向上	男女共同参画課、関係各課
②事業所・団体等における女性の登用促進	事業所・団体における女性の登用促進	事務所への啓発やパンフレットの配布、ポスター掲示による啓発	産業政策課
		★兵庫県との「男女共同参画社会づくり協定」締結を、品質評価項目及び総合評価落札方式等の評価項目に追加[新規]	契約課
	事業所・団体における人材育成	事業所における女性リーダー育成研修等の実施[新規]	男女共同参画課
	市職員における女性の登用の促進	女性職員の職域拡大及び管理職への積極的登用	人事課
		管理職登用促進に向けた職員研修への女性職員の積極的参加	人材開発課

基本方向（3）

男女平等と自立をめざした教育の推進

家庭、学校、地域といった教育の場において、幼児期から大人まで生涯にわたる男女平等・男女共同参画の視点に立った意識啓発に取り組み、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的な生き方やあらゆる分野への参画を選択する能力を身につけることができるように努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①保育所・幼稚園・学校等での意識啓発の推進	男女平等感に立った人権教育の推進	学校教育の中での人権教育の推進、男女混合名簿の導入、トライやるウィークの実施	学校教育課
	保護者向けの男女共同参画に関する啓発の実施	子育て講演会等の開催	こども育成室、学校教育課
	教職員等に対する啓発・研修の実施	保育所・幼稚園・小中学校教職員を対象とする研修の実施	こども育成室、学校教育課
	家庭教育の充実	妊娠・育児中の夫婦を対象とした子育て講座等の開催	子育て支援課
		親子サマースクール等、親子がふれあうイベント等の開催	生涯学習センター
	生涯学習における専門分野での指導者の育成	あらゆる年齢層の男女が、ともに参加・参画できる学習機会の整備	生涯学習センター
		「あかし楽講座」の開催	生涯学習センター
		人権セミナーの開催	人権推進課
		人権教育リーダー研修会の開催	青少年教育課
		人権教育推進員研修会の開催	人権推進課
		市民企画「みんなの講座」の開催	生涯学習センター
	自主学習団体、グループへの指導と支援	明石市人権教育研究協議会、自治会研修の開催	人権推進課

基本方向（4）

あらゆる場面における男女の人権の尊重

広報誌や新聞、テレビ、インターネットといったメディアにおける男女の人権の尊重やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの問題、さらには外国人居住者との文化や価値観の相互理解を深める取り組みなど、あらゆる場面における男女の人権の尊重をめざした意識啓発に努めています。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①メディアにおける人権の尊重	男女共同参画の視点に立った市の刊行物の作成及びメディア・リテラシー向上	男女共同参画の視点に立った市の刊行物の作成及び啓発の推進	男女共同参画課、関係各課
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発の推進	情報提供や啓発の推進	パンフレット等による啓発	産業政策課、男女共同参画課
		企業人権問題研修会の開催	人権推進課
	相談窓口の充実	女性のための相談室	男女共同参画課
③国際理解と国際化への対応	外国人に対する生活支援の推進及び国際理解への情報提供	通訳ボランティアの拡充等の推進	文化振興課
		国際理解を深める講座等の開催	文化振興課
		外国人居住者各種生活情報収集・提供事業	関係各課
	世界女性会議等の国際的な情報提供の推進	男女共同参画センターにおいて情報提供の推進	男女共同参画課

基本方向（5）

女性のエンパワーメントの推進

女性が仕事や地域活動等のあらゆる分野において活躍できる力をつけることをめざしたエンパワーメントのための意識啓発の推進や学習機会の拡充を図ります。また、女性の活躍推進に取り組む団体等の活動の支援を行います。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①エンパワーメントに向けての啓発活動、学習機会等の拡充	学習機会の提供	セミナー、講座等の開催による学習機会の提供	男女共同参画課、生涯学習センター
	市民、事業所等への啓発	★広報あかし特別号「女性の活躍推進」の発行、情報誌等による啓発、情報提供	男女共同参画課
	女性のチャレンジ支援	★女性の就業相談窓口の充実、チャレンジひろば、チャレンジ相談の実施	男女共同参画課
②女性の活躍推進に向けたネットワークの構築	女性の活躍推進に取り組む団体等への支援とネットワークの構築	★多様な主体からなるネットワークを構築し、女性活躍推進のための取り組みを支援[新規]	男女共同参画課

基本目標2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

～明石市配偶者等からの暴力対策基本計画～

基本方向（1）

DV防止に向けた啓発・教育の推進

DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的力の格差などの問題があると言われています。このような状況を改善するために、一人ひとりが人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において啓発・教育を推進します。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①家庭や地域への啓発の推進	家庭や地域への啓発の推進	情報誌や講座、広報、ホームページなどによる啓発	男女共同参画課、人権推進課
②学校等への啓発・教育の推進	人権教育やデートDVに関する啓発・教育の推進	学校等における人権教育、デートDVに関する啓発・教育の推進	男女共同参画課、学校教育課

基本方向（2）

相談体制の充実

被害者が抱える問題や悩みは、複雑で多岐にわたり、深刻な事例も多くなっています。このような状況に対応するためにも、各種相談窓口の市民への周知と充実を図ります。また、窓口において被害者が二次的被害を受けることのないよう、関係職員研修の充実を図ります。

基本施策	実施事業	(1)事業の内容	担当課
①各種相談窓口の充実	相談窓口の充実	被害者の立場に立ち安心して相談ができる窓口の充実	男女共同参画課、児童福祉課、配偶者暴力相談支援センター、関係各課
	外国人、高齢者、障害のある人等への相談の充実	適切な対応が行えるような相談体制の充実	高年介護室、障害福祉課、市民相談室、配偶者暴力相談支援センター
	配偶者暴力相談支援センターに関する調査・研究	配偶者暴力相談支援センターに関する調査・研究	配偶者暴力相談支援センター
②相談員等の資質の向上と二次的被害の防止	関係職員研修の実施	被害者が窓口で二次的被害を受けることがないよう、職員研修の充実	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター
③相談窓口の市民への周知	相談窓口の周知	市民への相談窓口の周知	市民相談室、男女共同参画課

	早期発見・通報のための啓発	保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者などへのDVについての啓発	男女共同参画課、健康推進課、学校教育課、児童生徒支援課、福祉総務課、子育て支援課、配偶者暴力相談支援センター
--	---------------	----------------------------------	--

基本方向（3） 被害者の安全確保

緊急に被害者等の安全を確保する必要がある場合には、警察と連携を図り、県の一時保護所へ移送しています。今後も警察・県等と連携を取るとともに、被害者等の個人情報管理の徹底に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①緊急時における被害者の安全確保	一時保護までの支援	一時保護所への安全な移送	配偶者暴力相談支援センター
②被害者等の情報管理の徹底	被害者等に関する情報管理の徹底	個人情報の管理と徹底	配偶者暴力相談支援センター、関係各課
③広域連携の強化	広域連携の強化	警察・県との連携強化	配偶者暴力相談支援センター、関係各課

基本方向（4）

自立に向けての支援の充実

DV被害者のおかれた状況を理解し、生活安定のための支援、経済的自立に向けた支援等、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。また、精神的に不安定な状態にいる被害者や子どもへの心理的ケアの充実にも努めています。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①生活の安定に向けた支援	住宅の確保に向けた支援	住宅の確保に向けた情報提供	住宅課
	生活の安定に向けた支援	生活の安定に向けた各種制度の情報提供	児童福祉課、生活福祉課、子育て支援課、男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター
		法律相談の実施	男女共同参画課、市民相談室
②経済的自立に向けた支援	就労に向けた支援	就労相談の実施	児童福祉課
		各種制度に関する情報提供	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター
③心理的ケアの充実	心の回復に向けた支援	女性のための相談室による相談の実施	男女共同参画課
		子どもの心のケアに関する支援	男女共同参画課、児童生徒支援課
		スクールカウンセラー配置事業	児童生徒支援課

基本方向（5）

関連機関との連携強化

被害者へ切れ目のない支援を円滑に実施していくために、市役所内だけでなく、警察や県、民間支援団体等の関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①関係機関・関係各課の連携強化	相談機関相互の連携強化	被害者の保護、自立支援に向けての連携強化	男女共同参画課、配偶者暴力相談支援センター、関係各課
		DV防止マニュアル、DV被害者支援に関するフローチャートの作成	男女共同参画課
②広域関係機関との連携強化	広域関係機関との連携強化	明石市DV対策連絡会議の充実	関係各課
		警察や県、近隣市町、民間団体等との連携強化	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画課

基本目標3 生活の場における男女共同参画の促進

基本方向（1）

仕事と生活の調和に向けた生活の場での取り組みの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、家庭や地域生活の場への参画等を通じた自己実現を後押しし、そのことが、事業所・地域の活性化や生活の充実につながることを積極的に啓発していきます。また、男女が安心して家庭生活を営みながら、仕事や地域活動に参画するために、社会全体で子育てや介護等を支援する体制の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①市民への啓発と相談窓口の充実	仕事と生活の調和に関する啓発の促進	法制度の周知、啓発	産業政策課、男女共同参画課
		人権文化をすすめる市民運動推進強調月間事業・人権週間でのキャンペーンなどの開催、企業人権問題研修会の開催(再掲)	人権推進課
	相談窓口の充実	育児・介護等に関する相談窓口の充実	こども育成室、子育て支援課、高年介護室
②子育て支援策の充実	子育て支援の充実	子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
		明石市放課後児童健全育成事業	青少年教育課
		★私立保育所・認定こども園の整備[新規]	待機児童緊急対策室
		包括的な子育て支援施設「あかしこども広場」の開設[新規]	健康推進課、子育て支援課、こども育成室
	保育サービスの充実	多様な保育サービス(延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等)の充実	こども育成室
	市立幼稚園の保育機能の充実	預かり保育の実施	こども育成室
	保育料の第2子以降の完全無料化	★保育所及び幼稚園などの第2子以降の保育料を無料化[新規]	こども育成室
③介護支援策の充実	介護サービスの充実	在宅生活や介護家族の支援の充実	高年介護室
④事業所・団体等における子育て支援の促進	事業所・団体における子育て支援の促進	「あかし子育て応援企業」の認定取得を、品質評価項目及び総合評価落札方式等の評価項目に追加[新規]	契約課

基本方向（2）

家庭生活における男女共同参画の促進

充実した家庭生活をおくるために、男女それぞれが子育てや介護にかかわることの大切さについて意識啓発を行い、男性も積極的に家事・育児・介護等にかかわることができるよう学習機会の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女がともに担う家事・育児・介護等についての学習・啓発の促進	意識啓発・情報提供の推進	啓発冊子「みんなのしあわせのために」の配布、企業人権問題研修会の開催(再掲)	人権推進課
		情報誌等による啓発、情報提供(再掲)	男女共同参画課
		ホームページ「あかし子育て応援ナビ」やスマートフォン向け「あかし子育て応援アプリ」、情報誌「にこにこ」による情報提供	子育て支援課
	学習機会の充実	子育て学習室の開設や子育て支援センター事業、次代の親育成事業	子育て支援課
②男性の家庭生活における自立に向けた学習・啓発の促進	男性の家事・育児・介護等にかかわる意識啓発、情報提供の推進	情報誌等による啓発、情報提供(再掲)	男女共同参画課

基本方向（3）

地域活動における男女共同参画の促進

地域活動への男女共同参画を促進していくために、意識啓発や情報提供に努めます。また女性リーダーの育成に努めるとともに、地域活動等に対して支援を行っていきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①地域活動における男女共同参画の促進	地域活動での男女共同参画意識の啓発・情報提供の推進	自治会研修の開催(再掲)	人権推進課
		情報誌等による啓発、情報提供(再掲)	男女共同参画課
		生涯学習情報誌「わらしの“わ”」の発行	生涯学習センター
	各種地域活動における男女共同参画の促進	校区子ども会育成事業	青少年教育課
		高年クラブ活動促進事業	高年介護室
		地域ボランティア活動事業	社会福祉協議会
	活動拠点の整備・拡充	コミュニティセンターの活用、機能充実と自治会集会所の整備・充実、市民活動コーナー運営事業	市民協働推進室
		男女共同参画センターの整備・充実	男女共同参画課
	保育料の第2子以降の完全無料化	★保育所及び幼稚園などの第2子以降の保育料を無料化(再掲)[新規]	こども育成室
②地域活動における地域リーダーの育成・登用の促進	地域活動方針決定過程への女性の参画促進	住民自治組織リーダー研修会	市民協働推進室

基本目標4 働く場における男女共同参画の推進

基本方向（1）

仕事と生活の調和に向けた働く場での取り組みの推進

仕事と生活の調和に向けた事業主や事業所への積極的な情報提供や啓発に努めます。また、仕事と生活を両立するために必要な多様な保育・介護ニーズに対応するための子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①働き方の見直し等の啓発の推進	事業所への啓発の推進	企業人権問題研修会の開催(再掲)	人権推進課
		情報誌等による啓発、情報提供(再掲)	男女共同参画課
		法制度の周知、啓発(再掲)	産業政策課
②両立支援のための子育て・介護支援策の充実	子育て支援の充実	子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業(再掲)	子育て支援課
		明石市放課後児童健全育成事業(再掲)	青少年教育課
		★私立保育所・認定こども園の整備(再掲)[新規]	待機児童緊急対策室
	保育サービスの充実	多様な保育サービスの充実(再掲)	こども育成室
	市立幼稚園の保育機能の充実	預かり保育の実施(再掲)	こども育成室
	介護サービスの充実	在宅生活や介護家族の支援の充実(再掲)	高年介護室

基本方向（2）

働く場における男女平等の実現

男女がともに働き続けやすい職場環境づくりに向けて、事業主や事業所に対して男女雇用機会均等法をはじめとする関連法制度を周知・啓発します。また、市民に対する意識啓発やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会・待遇の確保のための啓発	男女雇用機会均等法などの関係法令の周知・啓発、ポジティブ・アクションの積極的な導入促進に向けた啓発	法制度の周知、啓発(再掲)	産業政策課
		情報誌等による啓発、情報提供(再掲)	男女共同参画課
	男女平等の職場づくりに向けた啓発の促進	企業人権問題研修会の開催(再掲) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発(再掲)	人権推進課 産業政策課、男女共同参画課

基本方向（3）

多様な就労形態を可能にする条件整備の促進

多様で柔軟な働き方に向けての情報提供や相談体制、法制度等の周知・啓発に努めます。また、女性が育児・介護等により就業を中断する場合が多い現状を踏まえて、就労支援体制の充実を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①多様で柔軟な働き方を可能にする情報提供の充実	ハローワーク等との連携強化及び情報提供の推進	ハローワーク等との連携強化及び情報提供の推進	産業政策課
	再就職希望者に対するセミナーの開催	就職面接相談会等の開催	産業政策課
②女性の就労支援体制の充実	女性のチャレンジ支援	★女性の就業相談窓口の充実、チャレンジひろば、チャレンジ相談の実施、(再掲)[新規]	男女共同参画課
	女性の労働環境整備に向けた取組	★労働者が300人以下の民間事業主へ一般事業主行動計画の策定を促進[新規]	男女共同参画課

基本方向（4）

農・漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

農・漁業及び商工業等の自営業において、女性が経営に参画できるよう意識啓発と家族経営協定の普及に努めるとともに、経営等意思決定過程への女性の参画に向けて働きかけます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①経営等意思決定の場への女性参画の推進	家族経営協定の普及	農業従事者に対する家族経営協定の普及	農水産課
	担い手育成支援事業	女性農業者団体の取り組みを支援するため参加啓発や研修サポートを実施	農水産課
	マイライフプラン講演会	中小企業従業員、個人商店主、主婦等の生活設計を支援するために開催	産業政策課
	団体等における男女共同参画の推進	各種団体等との連携	農水産課 男女共同参画課

基本目標5 生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

基本方向（1）

「こころ」と「からだ」の健康の保持・増進

心身とその健康について男女が異なる問題を抱えていることに配慮しながら、男女それぞれが主体的に考えることができるよう、健康に関する知識や認識の普及を図るとともに、相談・指導の充実に努めます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①母性の保護と母子保健の充実	母子保健に関わる健康支援	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21(親と子の健康(母子保健))」に基づく各種事業	健康推進課
②生涯を通じた男女の健康保持・増進対策の推進	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21」の推進	男女共同参画の視点に立った「新あかし健康プラン21」に基づく各種事業	健康推進課
	女性のための健康相談	女性特有の健康に関する個別相談	健康推進課
③性に関する教育・啓発・相談の推進	発達段階に応じた性に関する教育・啓発・相談の推進	各学校園における教育・啓発・相談の推進	学校教育課
	性に関する相談の充実	青少年の非行(性)防止のための相談、健康相談事業、学校保健の充実、女性のための健康相談の実施	児童生徒支援課、健康推進課、学校教育課
④リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解に向けた意識啓発の推進	小中学生や教職員、保護者、市民に向けた啓発	学校教育課
⑤こころの健康づくりに関する啓発・相談の推進	こころの健康づくりに関する支援の充実	こころのケア相談や自殺予防ゲートキーパー研修会の実施、明石管内自殺対策連絡協議会等における取り組み、メンタルヘルスに関する取り組み	健康推進課
		女性のための相談室による相談の実施(再掲)	男女共同参画課

基本方向（2）

社会的な援助を必要とする男女への自立支援の推進

困難を抱える人々が、性別にかかわらず自らの意思で主体的に生き、安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に留意して、自立に向けた支援や福祉施策の充実に取り組みます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①高齢者の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進	男女共同参画の視点に立った「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」の推進	男女共同参画の視点に立った「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」の推進	高年介護室
②障害のある人の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進	男女共同参画の視点に立った「明石市第4次障害者計画」の推進	男女共同参画の視点に立った「明石市第4次障害者計画」の推進	障害福祉課
③ひとり親家庭の生活安定と自立支援の促進	ひとり親家庭への支援の促進	母子・父子自立支援員、就労支援員による各種相談、就労支援の実施	児童福祉課
④低所得者の生活安定と自立支援の促進	各種制度、福祉サービス等に関する情報提供	自立に向けた支援のための各種制度、福祉サービス等に関する情報提供	生活福祉課、男女共同参画課、関係各課
⑤児童や高齢者に対する虐待防止対策の推進	児童健全育成支援システム(こどもすこやかネット)	児童虐待防止ネットワークの充実	子育て支援課
	子育て支援サービスの充実	育児支援家庭訪問事業、こにちは赤ちゃん事業	子育て支援課
	高齢者虐待防止委員会の開催	高齢者虐待防止対策の推進及びネットワークの構築	高年介護室
	高齢者を地域で支援するネットワークづくりの推進	地区在宅サービスゾーン協議会 地域ボランティアグループ活動助成、認知症高齢者託老所運営助成	高年介護室 社会福祉協議会

基本目標6 施策の推進体制・進行管理の充実

基本方向（1）

施策の推進体制・進行管理の充実

男女共同参画課やあかし男女共同参画プラン推進連絡会議等が中心となって市役所内の推進体制の強化を図るとともに、施策の推進状況に関するチェック機能や情報公開の手法等について改善と拡充を図ります。また、施策の推進拠点としてあかし男女共同参画センターの活用促進や機能の充実に努めるとともに、市役所の職員一人ひとりの男女共同参画意識の醸成に取り組んでいきます。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①施策推進体制の充実	市役所内推進組織の拡充	プラン推進連絡会議やDV対策連絡会議等庁内推進組織の拡充	男女共同参画課
	市職員に対する意識啓発・研修等の充実	啓発メール・研修の充実	男女共同参画課、人材開発課
	特定事業主行動計画の推進	★特定事業主行動計画の推進	人事課
	施策推進拠点施設の整備・拡充	★あかし男女共同参画センター機能強化	男女共同参画課
	女性の声を生かした施策の推進	★あかし女性の活躍推進会議の設置〔新規〕	政策室、男女共同参画課
②国・県・近隣市町等との連携の推進	国・県・近隣市町等との連携強化	県内センター連絡会議、DV対策における連携等	男女共同参画課
③施策推進状況に関するチェック機能の整備と情報公開の推進	推進状況の点検、評価システムの推進	数値目標設定による点検、評価システムの推進	男女共同参画課
	情報公開の推進	ホームページの充実などによる情報公開の推進	男女共同参画課

基本方向（2）

市民参加・参画体制の整備

市民、自治会、団体、事業所、行政等があらゆる立場でそれぞれの知恵や経験、専門性等の資源を活かし、参画と協働による男女共同参画社会の推進を図ります。

基本施策	実施事業	事業の内容	担当課
①市民団体等との連携強化	市民参加・参画体制の整備と支援の強化	市民と協働による情報誌作りなどによる連携と支援の強化	男女共同参画課
	情報提供の拡充	男女共同参画への市民活動に関する情報提供の拡充	男女共同参画課

第3章

あかし男女共同参画プラン 指標（数値目標）

あかし男女共同参画プラン 指標（数値目標）

基本目標	指標名	現況値	目標値※3	備考
①男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対」「どちらかといえば反対だ」と感じている市民の割合	74.0% ※1	平成27年度 70%	
	男女共同参画センターの認知度	56.8% ※1	平成27年度 70%	
	審議会等の女性委員の割合 (地自法202の3関係、法令、条例設置)	29.9%	平成27年4月 30%	
	女性委員のいない審議会の数 (地自法202の3関係、法令、条例設置)	4	平成27年4月 0	
	女性管理職比率(行政職)※2	13.0%	平成27年4月 25%	
	監督職への女性登用率(行政職)※2	17.9%	平成27年4月 25%	特定事業主行動計画に基づいて推進(新)
	主任級への女性登用率(行政職)	20.5%	平成27年4月 25%	特定事業主行動計画に基づいて推進(新)
②配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DV防止法の周知度	82.0% ※1	平成27年度 80%	
	DVを受けた時、警察や公的及び民間の相談機関に相談した割合	11.1% ※1	平成27年度 30%	
	中学校の人権教育においてデートDVを取り上げる学校数	4校	平成27年度 13校	
③生活の場における男女共同参画の促進	家庭において家事を十分行っている男性の割合	19.5% ※1	平成27年度 30%	
④働く場における男女共同参画の推進	保育所待機児童数	156人	平成27年4月 0人	
	次世代認定マーク(くるみん)取得事業所数 (明石市内に本社機能がある事業所)※4	1ヶ所	平成27年3月 3ヶ所	
⑤生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実	乳がん検診受診率	20.1%	平成26年度 25%以上	
	子宮がん検診受診率	19.8%	平成26年度 30%以上	
⑥施策の推進体制・進行管理の充実	男性職員の出産補助休暇の取得率 (市役所)	84.6%	平成27年4月 100%	
	男性職員の育児休業の取得率 (市役所)	0%	平成27年4月 10%	

※1 平成27年度に実施した「人権に関するアンケート」による数値

※2 行政職は教育職(校長、教頭、園長等)・消防職を除く

※3 目標値は平成32年度末までにめざす数値

※4 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣に次世代育成支援に取り組んでいる企業」として認定される制度

アクションプラン 用語解説

用語	解説
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になると。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
エンパワーメント	本来の一人ひとりの潜在的な能力を生かして、力をつけていくことです。
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、男女を問わず意欲を持って取り組めるようするために、農業経営を担っている世帯員の中で、経営方針や報酬、休日等の就業条件を定めたものです。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。また、それに対する対応によって一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させることです。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	会社の中で男性しか配置されていない部門に、女性の進出を促す計画をつくり、女性の優先枠を設けるなど、男女の実質的な機会均等を進めていくために一時的に行う措置をいいます。
データDV	若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力があります。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力があります。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設のことです。
パワー・ハラスメント	職場などの組織内で、立場を利用して、特定の個人が特定の個人に対し本来の業務とは関係ない事項について継続的にいやがらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与えること。被害者の働く環境を悪化させ、心身の状態を著しく悪化させることもあります。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられます。